

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目次

- ◇規 則 鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 保険医療機関の指定  
解除予定の保安林  
土地改良区の定款の変更の認可  
土地改良事業の認可(三件)  
土地改良事業の工事の完了  
国有財産の用途廃止  
埋立工事のしゅん功期限の伸長
- ◇教委告示 教育委員会の招集
- ◇正 誤 昭和四十九年六月鳥取県公報第四千五百五十六号中訂正

## 規 則

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年七月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第五十一号

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県内水面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第九号中「又はやな」を削る。

第二十六条の表中

「いわな及びやまめ

九月一日から二月末日まで

を「

いわな及びやまめ

九月一日から三月三十一日まで

」に改める。

第三十条を次のように改める。

(漁具又は漁法の禁止)

第三十条 次の各号に掲げる漁具又は漁法により、水産動植物を採捕してはならない。

- 一 水中に電流を通じてする漁法
- 二 水中において照明を利用してする漁法
- 三 火光その他の照明を利用する投網(天神川及びその支流において採捕する場合に限る。)
- 四 潜水器(簡易潜水器を使用するものを含む。)
- 五 びん漬<sup>びんづけ</sup>
- 六 瀬干し
- 七 ふなや
- 八 鵜使<sup>うづい</sup>
- 九 鉄砲やす

十 はねかわ

十一 張り網(あゆを採捕する場合に限る。)

十二 あゆなぐり(ちよん掛け)

十三 いたちがわ

十四 上り瀬又は下り瀬

2 前項各号に掲げるものうち「びん漬」とは、びん等の容器の中に入  
 さを入れ、魚をその中に潜入させて採捕する漁法をいい、「瀬干し」と  
 は、一定区域内の水を除去して採捕する漁法をいい、「ふなや」とは、  
 岸辺等に穴を掘り、その中に魚を潜入させて採捕する漁法をいい、「鵜  
 使い」とは、鵜を利用して採捕する漁法をいい、「鉄砲やす」とは、人  
 力以外の動力を利用してやすを発射させて採捕する漁法をいい、「はね  
 かわ」又は、木、竹、枝葉、布等を取り付けた糸又は綱等で魚を威嚇し  
 て採捕する漁法をいい、「張り網」とは、石、竹等で威嚇し、刺し網類  
 を使用して採捕する漁法をいい、「あゆなぐり(ちよん掛け)」とは、  
 竹、木等の柄の先端にひっかけ針を取り付けたものを使用して採捕する  
 漁法をいい、「いたちがわ」とは、いたちの皮又はその他これに類する  
 ものを使用して魚を威嚇し、網漁具を使用して採捕する漁法をいい、「  
 上り瀬又は下り瀬」とは、水中に竹、木、石等を敷設して魚の通路をし  
 や断し、しや断した通路の一部に竹す、かご、網等を設置して採捕する  
 漁法をいう。

第三十二条の表天神川の項中

東伯郡北条町江北天神森えん堤下流端から

下流五十メートルの区域

を削り、同表湖山池の項及び東郷池の項を次の

ように改める。

湖山池	鳥取市金沢における長柄川河口から上流五百メー トル及び同河口から右岸百五十メートル、左岸五 十メートルの間の沖合百メートルの区域	一月一日から十二月 三十一日まで
鳥取市金沢における忠魂碑と宇田川尻の枝川河口 右岸を結ぶ線以内の湖山池の区域	鳥取市湖山町瀬における南北線川	
鳥取市大郷地区内における福井川河口から上流六 百六十メートルの区域	鳥取市坂津地区内における坂津橋下流端から下流 の宇田川の区域	
鳥取市大郷地区内における枝川河口から上流五百 九十五メートルの区域	鳥取市松保地区内における高住川河口から上流三 百十五メートルの区域	五月十五日から七月 十五日まで
鳥取市松保地区内における県道湖山布勢線の西側 路端から下流の新内新田川の区域及び旧内新田川 の区域	鳥取市松保地区内における古川と垂井川との合流 点に設置された扉門の上流端から上流三百七十メ	

1 トルの垂井川の区域	東伯郡東郷町における東郷川河口から上流百八十メートルの区域	東伯郡東郷町長和田における羽衣石橋下流端から下流の羽衣石川の区域	東伯郡東郷町長江における湖西農免道の東側路端から下流の長江港川の区域	東伯郡東郷町門田における門田橋下流端から下流の埴見川の区域	東伯郡羽合町における県道東郷湖線の東側路端から下流の下の大井手の区域	東伯郡東郷町藤津における藤津橋下流端から下流の舎人川の区域	東伯郡羽合町南谷における県道東郷羽合線の南側路端から下流のかまがつば排水路の区域
	一月一日から三月三十一日まで及び五月十五日から七月十五日まで				五月十五日から七月十五日まで		

第三十四条の表千代川の項中  
から四十二度の線同線から下流の区域

千代川と湖山川の合流点の導流えん堤突端  
を  
千代川と湖山川の合流点の導流えん堤突端  
千代川との境界線から下流の区域

ん堤突端に設置した標柱から四十八度の線及び湖山川と

に改める。

附 則

- 1 この規則は、昭和四十九年七月十五日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第五百九十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十九年七月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
伊藤耳鼻 咽喉科医院	鳥取市吉方温泉一丁目 六二〇の三	昭和四十九年七月一日
薬師寺整形 外科医院	米子市東福原六二五の一	"
国立米子病院	" 車尾一、二九三の一	"

石田産婦人科 医院	境港市元町六九	"	"
森下医院	八頭郡河原町河原一九七の三	"	"
松田医院	日野郡日野町根雨二二九	"	一日
豊増齒科医院	岩美郡禰部村細川六六六の一	"	"
大石小児科医院	倉吉市西仲町二、六四七	"	六月三十日

鳥取県告示第五百九十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年七月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大内字タレザコ八四五の二（次の図に示す部分に限る。）、八四五の三、八四六の三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

鉄道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大鴨土地改良区の定款の変更を昭和四十九年七月八日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年七月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百九十三号

細川土地改良区から申請のあつた土地改良（細川地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十九年七月九日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和四十九年七月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百九十四号

羽合土地改良区から申請のあつた土地改良（羽合地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十九年七月九日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和四十九年七月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百九十五号

気高町から申請のあつた町営土地改良(夏ヶ谷地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年七月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年七月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百九十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定に基づき、智頭町長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年七月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事を完了年月日
東字塚地区農道整備事業	昭和四十九年三月十九日
中田地区農道整備事業	昭和四十九年三月十九日
山根地区農道整備事業	昭和四十九年三月二十日
東字塚地区農業用排水事業	昭和四十九年三月十五日

鳥取県告示第五百九十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年七月十二日から用途

止した。

昭和四十九年七月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場 所	面積 (平方メートル)	用途
八頭郡用瀬町大字家奥字少ノ田二七一番地先から同町大字家奥字少ノ田二五一番一地主先まで	四七・一九	道路敷

鳥取県告示第五百九十八号

公有水面埋立法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十四号)附則第二項の規定に基づき、同法による改正前の公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第十三条第二項の規定の例により、埋立工事のしゅん功期限の伸長を許可したので、次のとおり告示する。

昭和四十九年七月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 免許の日  
昭和四十九年二月二十三日
- 二 免許を受けた者  
鳥取県
- 三 埋立ての場所  
鳥取市賀露町字西浜一七五七番四三三地主先から同町字西浜一七五七番八五〇地主先までの水面
- 四 伸長に係る埋立工事のしゅん功の期限  
昭和五十年三月三十一日

# 教育委員会告示

## 鳥取県教育委員会告示第十三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十九年七月十二日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

- 一 日時 昭和四十九年七月十九日 午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題 (1) 昭和五十年年度県立高等学校入学者選抜の方針について  
(2) その他

### 正 誤

昭和四十九年六月二十五日付鳥取県公報第四千五百五十六号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
七	下	終わりから五	9時0分～6時00分	9時00分～16時00分

昭和四十九年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】